

告示第 56 号

太子町移住支援金交付要綱（令和元年告示第 48 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 3 条第 1 号ア(ア)中「東京 23 区に在住」を「東京 23 区内に在住していたこと」に、「の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）」を「で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村」に改め、「雇用保険の被保険者又は個人事業主として」を削り、「東京 23 区内への通勤」の次に「（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）」を加え、同号ア(イ)中「東京 23 区に在住」を「東京 23 区内に在住していたこと」に改め、「雇用保険の被保険者又は個人事業主として」を削り、同号イ(イ)に後段として次のように加える。

なお当該年度において、国の交付決定前であったことにより、転入後 1 年以内に申請を行うことができなかった場合には、当該年度の 4 月 1 日から転入後 1 年となる日までを申請受け付け可能とする。

第 3 条第 2 号中「就職」を「就業」に改め、同条第 3 号ウ中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改める。